

◆ 『小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例』に基づく

登録歴史的建造物の保全事業②◆

○ 歴史的建造物等保全対策費

景観条例で歴史的建造物として保全すべき建造物のうち、特に重要と認められるものを「小樽市指定歴史的建造物」として指定しています。

平成24年度に、この小樽市指定歴史的建造物に旧猪俣邸（桜1）、旧北海製罐倉庫(株)（色内3・港町）、旧浪華倉庫（港町）の3件が追加指定され、あわせて71件になりました。

これら歴史的建造物の価値や保全の意義を広く市民や観光客などに伝えるとともに、建物の保全の実効性を高めるため、建物に「説明用看板（5カ国語表記）」と「銘板」を設置しています。この設置費用として、寄付金の一部（1,023,750円）を活用しました。

■ 平成24年度に指定された『小樽市指定歴史的建造物』 ■

指定第75号 旧猪俣邸
（銀鱗荘）



指定第76号 旧北海製罐倉庫(株)
（北海製罐(株)小樽工場）



指定第77号 旧浪華倉庫
（小樽運河食堂）



「説明用看板（5カ国語表記）」と「銘板」

